

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（三件）	（NPO活動促進室）	一
○認証食品の認証	（食産業振興課）	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（森林整備課）	二
○公有水面埋立ての免許出願（二件）	（水産業基盤整備課）	二
○土地区画整理組合の理事についての届出	（都市計画課）	四
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	（会計課）	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	（東部地方振興事務所）	四
○財政状況の公表	（財政課）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（契約課）	五
○人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則		七
○人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則		七
○公安委員会		七
○警備業法第二十三条第一項に規定する検定の実施		七
○宮城県地域防災計画の修正		八

告 示

○宮城県告示第六百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 川崎町の資源をいかす会

一 代表者の氏名

菊地 重雄

二 主たる事務所の所在地

柴田郡川崎町大字前川字六方山三番地二百二十五

三 定款に記載された目的

この法人は川崎町の豊かな資源・恵みをいかして、持続可能な環境に優しい生活を営み、また、共感する仲間をふやし、その理念に基づいた経済的に自立できる事業の創設・推進及びそれらの支援活動を行い、地域資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十年五月二十六日

○宮城県告示第六百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 どんぐりの家

一 代表者の氏名

石川 志穂子

二 主たる事務所の所在地 登米市南方町新一の曲六百二十三番地の一

三 定款に記載された目的

本会は出会い、触れ合い、ささえあいを大切に、たすけあい精神のもと福祉のサービスを通じ、受け手と担い手が共に協力し合って、誰でもひとりの人間として、あたりまえの生活を送ることが出来るような、地域社会を創ることを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十年六月十二日

○宮城県告示第六百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

示す。

平成二十年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 くりの木福祉会

一 代表者の氏名 上野 雅弘

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区芋沢字柿崎中四十一番一号

三 定款に記載された目的 この法人は、心身障害者に対して、スペースロックの製造、農作業、料理教室、ボランティア活動（道路清掃）、社会見学、その他の活動を通して生産活動の機会の提供、社会との交流促進、その他種々の体験を積むことにより、障害者の地域生活支援の促進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年六月十六日

○宮城県告示第六百九十二号
宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号 百四十 七	品目 豆腐	申請者の氏名 又は は名称 有限会社上村商店 代表取締役 上村甚一	製造業者の名称 又は は屋号 有限会社上村商店	製造所等の所在地 仙台市青葉区大町二丁目五 ・一六
------------------	----------	---	----------------------------------	---------------------------------

二 認証年月日

平成二十年六月二十三日

○宮城県告示第六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市津山町横山字水沢一〇二の五、一〇五の四、一一四の一、一一四の二、字山梨子坂一の四、字殿田二二三の一、字小金沢二二二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百九十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

た。

なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県東部地方振興事務所水産漁港部で行う。

平成二十年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十年六月十一日

二 出願人の名称

女川町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第一種寺間漁港区域内

牡鹿郡女川町出島字別当浜一番三七七及び五番一に隣接する公有水面

(2) 区域

次の(イ)点から(ト)点を順次に直線で結んだ線(ト)点と(オ)点を結ぶ平成十九年の秋分の満潮位(DL+1.50メートル)における公有水面と陸地との境界線、(オ)点と(ツ)点を直線で結んだ線及び(ワ)点と(イ)点を結ぶ平成十九年の秋分の満潮位(DL+1.50メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)点 牡鹿郡女川町出島字別当浜五番一内地に設置した基点(北緯三八度二六分一六秒、東経一四一度三二分三八秒)から八一度五〇分〇三秒 六・七九メートルの地点

(ロ)点 (イ)点から 一一七度〇七分四九秒 一三・三〇メートルの地点

(ハ)点 (ロ)点から 二七度〇七分四九秒 四〇・〇〇メートルの地点

(ニ)点 (ハ)点から 一一七度〇七分五〇秒 一八・一七メートルの地点

(ホ)点 (ニ)点から 六七度五九分二七秒 五六・〇〇メートルの地点

(ヘ)点 (ホ)点から 一四度五三分三九秒 二五・〇〇メートルの地点

(ト)点 (ヘ)点から 三三八度〇八分四一秒 九・九七メートルの地点

(オ)点 (ト)点から 二四四度四五分五一秒 八五・二四メートルの地点

(ツ)点 (オ)点から 二四八度〇一分〇〇秒 二六・四二メートルの地点

(3) 面積

二、一六六・九七平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第一種寺間漁港区域内

牡鹿郡女川町出島字別当浜二番二七七、五番一及び五番三に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(イ)点と(ロ)点を結ぶ平成十九年の秋分の満潮位(DL+1.50メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)点 牡鹿郡女川町出島字別当浜五番一内地に設置した基点(北緯三八度二六分一六秒、東経一四一度三二分三八秒)から一五四度一三分四五秒 二三・〇九メートルの地点

(ロ)点 (イ)点から 八一度二〇分二三秒 二七・六八メートルの地点

(ク)点 (ロ)点から 六七度五二分一九秒 一〇〇・〇〇メートルの地点

(ケ)点 (ク)点から 一四度五二分五九秒 五〇・〇〇メートルの地点

(コ)点 (ケ)点から 三三七度五二分一九秒 二五・〇〇メートルの地点

(3) 面積

七、四五九・〇一平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 縦覧期間

平成二十年六月二十七日から平成二十年七月十七日まで

○宮城県告示第六百九十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県東部地方振興事務所水産漁港部で行う。

平成二十年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十年六月十一日

二 出願人の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第一種寺間漁港区域内

牡鹿郡女川町出島字別当浜五番一に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(イ)点と(ロ)点を結ぶ平成十九年の秋分の満潮位(DL+1.50メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)点 牡鹿郡女川町出島字別当浜五番一内地に設置した基点(北緯三八度二六分一六秒、東経一四一度三二分三八秒)から一一度〇九分〇六秒 三〇・九八メートルの地点

(ロ)点 (イ)点から 六七度五九分四三秒 二六・四二メートルの地点

(3) 面積

九六・六九平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第一種寺間漁港区域内

(2) 区域
 牡鹿郡女川町出島字別当浜二番二七七、五番一及び五番三に隣接する公有水面

一次の各点を順次に直線で結んだ線及び(A)点と(B)点を結ぶ平成十九年の秋分の満潮位(DL+一・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(A)点 牡鹿郡女川町出島字別当浜五番一地内に設置した基点(北緯三八度二六分一六秒、東経一四一度三分三八秒)から一五四度一分四分五秒 二三・〇九メートルの地点

(B)点 (A)点から 八一度二〇分二三秒 二七・六八メートルの地点

(C)点 (B)点から 六七度五二分一九秒 一〇〇・〇〇メートルの地点

(D)点 (C)点から 一四度五二分五九秒 五〇・〇〇メートルの地点

(E)点 (D)点から 三三七度五二分一九秒 二五・〇〇メートルの地点

(3) 面積

七、四五九・〇一平方メートル

四 埋立地の用途

道路用地

五 縦覧期間

平成二十年六月二十七日から平成二十年七月十七日まで

○宮城県告示第六百九十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

富谷町清水土地区画整理組合

二 事務所所在地

黒川郡富谷町富谷字大清水上三十五番地の五十三

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

加納 実 仙台市青葉区花京院二丁目一番二十九・百四号

理事に就任した者

氏 名 住 所

小野寺 章 宮城郡利府町青山二丁目三十一番地一

○宮城県告示第六百九十七号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程(昭和二十九年宮城県告示第百九十四号)の一部を次のように改正する。

別表第四株式会社東北銀行の項の次に次のように加える。

株式会社北日本銀行

盛岡市中央通一丁目六番七号

附 則

この告示は、平成二十年七月七日から施行する。

○宮城県告示第六百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、新田北部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年六月二十七日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 和 泉 長 衛

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十年五月三十一日	高橋 勝 慶	登米市迫町新田字飯島一七番地	理 事
平成二十年五月三十一日	小 関 松 男	登米市迫町新田字山守屋敷一四四番地	理 事
平成二十年五月三十一日	小 林 征 輝	登米市迫町新田字彦道百番地	理 事
平成二十年五月三十一日	佐々木 和 彦	登米市迫町新田字大久保一八三番地	理 事
平成二十年五月三十一日	石 川 滉	登米市迫町新田字下品ノ浦一番地	理 事

平成二十年五月三十一日	相澤重男	登米市迫町新田字番屋六六番地四	理事
平成二十年五月三十一日	石川豊治	登米市迫町新田字品ノ浦四五番地	理事
平成二十年五月三十一日	白石國詔	登米市迫町新田字井守沢二百九番地三	理事
平成二十年五月三十一日	高橋東五	登米市迫町新田字飯島二三番地	理事
平成二十年五月三十一日	星公司	登米市迫町新田字山居三十番地一	理事
平成二十年五月三十一日	及川徳浩	登米市迫町新田字山崎二四五番地一八	理事
平成二十年五月三十一日	遊佐吉信	登米市迫町新田字番屋八六番地	監事
平成二十年五月三十一日	石川義則	登米市迫町新田字品ノ浦一八八番地	監事
平成二十年五月三十一日	細目茂夫	登米市迫町新田字大鹿野二六番地一	監事

二 退任した者

平成二十年五月三十日	高橋勝慶	登米市迫町新田字飯島一七番地	理事
平成二十年五月三十日	小関松男	登米市迫町新田字山守屋敷一四四番地	理事
平成二十年五月三十日	小林征輝	登米市迫町新田字彦道百番地	理事
平成二十年五月三十日	佐々木和彦	登米市迫町新田字大久保一八三番地	理事
平成二十年五月三十日	石川 滉	登米市迫町新田字下品ノ浦一番地	理事
平成二十年五月三十日	相澤重男	登米市迫町新田字番屋六六番地四	理事
平成二十年五月三十日	石川 豊治	登米市迫町新田字品ノ浦四五番地	理事
平成二十年五月三十日	白石國詔	登米市迫町新田字井守沢二百九番地三	理事
平成二十年五月三十日	高橋東五	登米市迫町新田字飯島二三番地	理事

公 告

○財政状況の公表に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第二十三号)第二条第一項の規定により、
 県の財政状況を別冊のとおり公表する。

平成二十年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品 ローター除雪車(二台)、除雪ドーザ(二台)、除雪グレーダ(一台)及び凍結防止剤散布車(一台)
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期限 平成二十年十一月二十八日
 - 4 納入場所 各土木事務所及び各土木事務所地域事務所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。
 - 3 2以外の者で入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

平成二十年五月三十日	星 公司	登米市迫町新田字山居三十番地一	理事
平成二十年五月三十日	及川徳浩	登米市迫町新田字山崎二四五番地一八	理事
平成二十年五月三十日	遊佐吉信	登米市迫町新田字番屋八六番地	監事
平成二十年五月三十日	石川義則	登米市迫町新田字品ノ浦一八八番地	監事
平成二十年五月三十日	星 秀晴	登米市迫町新田字山田八五番地七	監事

<p>4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。</p> <p>5 公告の日から開札の日まで指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>6 当該物品に対して迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。</p> <p>7 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十年七月十四日午後五時までに申請すること。</p> <p>三 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の作成 入札書は、6に掲げる購入物品のうち納入しようとするものことに作成すること。</p> <p>2 入札書の提出場所 契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県出納局契約課物品班（担当 晝八 治 電話〇二二・二二一・三三三三）</p> <p>3 入札説明書の交付期限 平成二十年七月十八日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十年七月十六日まで2あて必着のこと。</p> <p>4 一般競争入札参加資格審査 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十年七月二十七日までに必要書類を提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>5 入札書の提出期限及び場所 (一) 日時 平成二十年八月七日午後五時まで (二) 場所 2に同じ。</p> <p>(三) 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の入札執行の場所及び日時までとする。</p>	<p>6 入札執行の日時及び場所 (一) ローター除雪車 平成二十年八月八日午後一時三十分 第一入札室 宮城県行政庁舎二階 (二) 除雪ドーザ 平成二十年八月八日午後一時四十分 第一入札室（宮城県行政庁舎二階） (三) 除雪グレーダ 平成二十年八月八日午後一時五十分 第一入札室（宮城県行政庁舎二階） (四) 凍結防止剤散布車 平成二十年八月八日午後二時 第一入札室（宮城県行政庁舎二階）</p> <p>四 入札に参加することができない者</p> <p>1 二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者</p> <p>2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条の規定による。</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。</p> <p>4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>6 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無 無</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要 Summary 1 Nature and Quantity of Items to Be Procured: Rotary snowplow (2); tractor with snowplow (2); snowplow (1); vehicle for spreading antifreeze chemicals (1) 2 Deadline for Delivery: November 28, 2008. 3 Place of Delivery: Each of the public Works Office.</p>
--	---

4 Deadline for Bid : August 7, 2008, 5 : 00 p.m.
 5 Contact Person : Osamu Chubachi, Procurement Section, Government Contract Division,
 Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3 - 8 - 1 Honcho, Aoba - ku, Sendai,
 Miyagi 980-8570 Japan TEL : 022-211-3332

人事委員会

人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則を「」に公
 布する。

平成二十年六月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・五・二十二

人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人
 事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第二号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則を「」に
 公布する。

平成二十年六月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・六・二十二

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、
 人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第109号
 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり
 実施する。

平成20年6月27日

宮城県公安委員会

委員長 藤 崎 三 郎 助

1 検定に係る警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）

第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止
 する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」とい
 う。）に係る1級及び2級

2 実施期日

(1) 空港保安警備業務1級
 平成20年9月12日（金）午前9時から午後5時00分まで

(2) 空港保安警備業務2級
 平成20年9月22日（月）午前9時から午後5時00分まで

3 実施場所

仙台市泉区高森2丁目1番地の39

仙台地域職業訓練センター

4 受検定員

(1) 空港保安警備業務1級 30人

(2) 空港保安警備業務2級 30人

5 受検対象者

(1) 空港保安警備業務1級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに
 該当するもの

ア 検定期則第4条に規定する2級の検定（空港保安警備業務に係るものに限る。以下「空港保
 安警備業務2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」とい
 う。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務

<p>に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めるもの</p> <p>(2) 空港保安警備業務2級</p> <p>宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員</p> <p>6 検定内容</p> <p>空港保安警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）</p> <p>7 受検申請手続</p> <p>(1) 検定申請の受付期間</p> <p>空港保安警備業務1級、2級とも平成20年7月25日（金）から同年8月7日（木）まで（土・日曜日を除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時00分まで）ただし、先着順に受け付け、受検定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申請書の提出先</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。ただし、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>ア 宮城県内に住所を有する者</p> <p>住所を管轄する警察署生活安全課</p> <p>イ 宮城県内に住所を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの</p> <p>属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>ウ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの</p> <p>住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 空港保安警備業務1級</p> <p>イ 検定申請書（検定期別記様式第1号）1通</p> <p>(1) 住所を管轄する警察署生活安全課に提出する者に対しては、宮城県内の住所を疎明する書面 1通</p> <p>(4) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者に対しては、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>(4) 前記5-(1)-アに該当する者に対しては、空港保安警備業務2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができな</p>	<p>いことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通</p> <p>(4) 前記5-(1)-イに該当する者に対しては、1級検定受検資格認定書の写し 1通</p> <p>(カ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉</p> <p>イ 空港保安警備業務2級</p> <p>(7) 検定申請書（検定期別記様式第1号）1通</p> <p>(1) 住所を管轄する警察署生活安全課に提出する者に対しては、宮城県内の住所を疎明する書面 1通</p> <p>(4) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者に対しては、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>(2) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉</p> <p>(4) 受検手数料</p> <p>公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第66の項に基づき、</p> <p>ア 空港保安警備業務1級 16,000円</p> <p>イ 空港保安警備業務2級 16,000円</p> <p>の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。</p> <p>なお、既納の受検手数料は、還付しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。</p> <p>9 その他</p> <p>検定に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022-221-7171 内線3184）</p> <p>お問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課の電話番号は022-221-7171</p> <p>内線3184</p>
---	---

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定に基づき宮城県地域防災計画を修正した。修正計画の内容は次のとおりである。

平成二十年六月二十七日

宮城県防災会議会長

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県地域防災計画

原子力災害対策編

第一章 総 則

第一節 計画の目的

総合的かつ計画的な原子力災害対策の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護する。

第二節 計画の性格

一 宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画
この計画は国の防災基本計画に基づいて作成したものである。

原子力事業者は事故の発生防止、事故の拡大防止、災害の防止、原子力防災体制の整備に努める。

二 宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）との整合性

この計画に定めのない事項は「県地域防災計画（風水害等災害対策編）」による。

三 市町村地域防災計画との関係

市町村の地域防災計画（原子力災害対策編）はこの計画を基本とする。

四 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、「原子力施設等の防災対策について」（平成十九年五月改訂、以下「防災指針」という）を尊重する。

五 計画の修正

災害対策基本法第四十条の規定に基づき毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合は、計画を変更する。

第三節 計画の周知徹底

市町村、防災関係機関等に周知徹底を図り、特に必要と認められるものは県民への周知を図る。

第四節 防災計画を重点的に充実すべき地域を含む市町村の範囲

防災指針において提案されているEPZ（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）を基準とし、定めた地域を含む市町村は女川町及び石巻市とする。

第五節 計画の基礎とすべき災害の想定

一 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態
希ガス及び揮発性のヨウ素を主に考慮すべきである。

二 原子力発電所の事故により想定される原子力災害の形態
人体に対しては、原子力発電所の原子炉施設から放出される放射性物質及び放射線による被ばくによるものであり、適切な措置により被ばくの低減化を図ることができる。

第六節 防災関係機関の事務又は業務の大綱
県、関係市町、石巻地区広域行政事務組合消防本部、その他防災関係機関の事務又は業務の大綱を示した。

第七節 広域的な活動体制
国の技術的助言・専門家の派遣を得るほか、防災関係機関等相互の応援協力体制の確立を図る。

第八節 原子力防災体制等の整備
県防災会議に原子力防災部会を設置し、地域防災計画（原子力災害対策編）を検討するとともに、原子力防災対策の整備推進及び緊急時における効果的な応急対策の実施に関して県内の専門家から助言を得る。

第一章 災害予防対策

第一節 基本方針

本章は予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めた。

第二節 原子力事業者との協議及び原子力防災専門官との連携等

一 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理
原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号、以下「原災法」という。）に基づく原子力事業者との関係手続きを規定した。

二 原子力事業者からの報告の徴収と立入検査
原災法に基づく原子力事業者への立入検査を規定した。

第三節 情報の収集・連絡体制等の整備

一 情報の収集・連絡体制等の整備
県と関係機関相互の情報収集、連携・連絡体制等を整備する。

二 情報の分析整理

人材の育成・確保及び専門家の活用体制等を整備する。

資料を整備し定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設に備え付ける。

三 通信手段の確保

緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行う。

第四節 災害応急体制の整備

一 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

情報の収集・連絡体制を整備し、事故対策等のための警戒態勢をとるために必要な体制を整備する。

二 災害対策本部体制等の整備

原災法第十条第一項前段の規定により通報を受けた場合に災害対策本部を設置・運営するための体制等を整備する。

三 対策拠点施設における立ち上げ準備体制等

対策拠点施設における立ち上げ準備体制等を整備する。

現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制を整備する。

四 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

原災法第十五条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合は、国、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を設置する。

五 専門家の派遣要請手続き

専門的知識を有する職員の派遣要請手続きを定めておく。

六 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関が相互に情報交換し、役割分担を定めておく。

七 応援要請等に基づく受け入れ体制

隣接県等との応援協定の締結及び県内の関係市町村間の応援協定締結の促進を図る。

消防の相互応援、緊急消防援助隊等の受け入れ体制の整備に努める。

県警察は、広域緊急援助隊等の受け入れ体制の整備を図る。

八 自衛隊派遣要請体制

自衛隊の受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておく。

九 対策拠点施設の平常時の活用、維持・管理等

対策拠点施設を平常時から活用し、施設、設備、機材、資料等について整備、維持・管理する。

十 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

国及び関係市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備する。平常時より国、関係市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第五節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

住民等に提供すべき情報の項目について整理しておく。

情報伝達体制、県防災行政無線、広報車両等の整備を図る。

住民相談窓口の設置について体制等を定めておく。

災害時要援護者等への情報伝達体制の整備に努める。

多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第六節 モニタリング体制等の整備

一 緊急時モニタリング実施要領の策定

指針に基づき緊急時モニタリング実施要領を策定する。

二 モニタリング設備・機器の整備・維持

環境モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

三 モニタリング要員の確保

モニタリング要員及びその役割等をあらかじめ定めておく。

四 緊急時モニタリングの体制及び役割

モニタリング実施組織及び役割等を定めておく。

五 関係機関との協力体制の整備

国、原子力事業者との連携、モニタリング要員の受け入れ体制等の整備を図る。

空及び海からのモニタリング体制、気象情報の入手機体制を整備する。

六 緊急時放射線影響予測システム

必要に応じ平常時から緊急時迅速放射線影響予測ネットワークシステム等とを接続するなどネットワークの整備・維持に努める。

第七節 避難収容活動体制の整備

一 避難計画の作成についての支援

関係市町に対し退避等措置計画をあらかじめ作成するよう支援する。

二 避難所等の整備についての助言

関係市町に対し避難所の整備、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等・コンクリート屋内退避体制の整備等について助言する。

三 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備についての助言

関係市町に対し災害時要援護者等の避難誘導体制を整備するよう助言する。

四 住民等の避難状況の確認体制の整備についての助言

関係市町に対し住民等の避難状況を的確に確認するための体制を整備しておくよう助言する。

五 避難所・避難方法等の周知についての助言

関係市町に対し避難所・避難方法、屋内退避の方法について、住民への周知徹底に努めるよう助言する。

第八節 緊急輸送活動体制の整備

一 専門家の移送体制の整備
モニタリング、医療等の専門家の現地への移送協力を定めておく。

二 交通管理体制等の整備

道路交通管理体制、広域的な交通管理体制の整備に努める。
緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者をとるべき措置について周知を図る。
道路状態を適性に整備するとともに、道路管理の充実を図る。

第九節 救助・救急、及び消火資機材等の整備

一 救助・救急活動用資機材等の整備及び助言
関係市町に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言する。

二 消火活動用資機材等の整備及び助言

関係市町に対し消水利の確保、消防体制を整備するよう助言する。

第十節 緊急時医療体制等の整備

一 緊急時医療活動実施要領等の策定
指針に基づき緊急時医療活動実施要領等を策定する。

二 医療活動用資機材等の整備

放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

三 緊急被ばく医療派遣チーム派遣要請体制

緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請手続きを定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておく。

四 緊急時医療要員派遣体制の整備・維持

放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急時医療要員派遣体制を整備・維持する。

五 専門医療機関における体制等の整備

緊急時医療を行う専門医療機関は資機材の整備及び組織体制の整備を図る。

第十一節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

国、関係市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、広報活動を実施し、関係市町が行う知識の普及と啓発に必要な助言を行う。
教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

第十二節 防災業務関係者に対する研修

関係省庁等の実施する研修を積極的に活用する。

国及び防災関係機関と連携して、原子力防災業務関係者に対する研修を実施する。

第十三節 防災訓練等の実施

一 訓練計画の策定等

防災活動の各要素こと又は各要素を組み合わせた訓練計画を作成する。
国の総合的な防災訓練の計画作成へ参画する。

二 訓練の実施

防災活動の各要素こと又は各要素を組み合わせた訓練を実施する。
国等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

三 実践的な訓練の工夫と事後評価

訓練が実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練の事後評価に基づき訓練の方法を見直す。

第十四節 原子力発電所上空の飛行規制

東京航空局仙台空港事務所は航空機に対し規制措置を行う。

航空自衛隊は訓練空域等への進出等の飛行経路及び金華山東側空域の使用要領等に従い訓練機等を飛行させる。

第十五節 災害復旧への備え

国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第三章 災害応急対策

第一節 基本方針

事故発生等の通報を受けた場合の対応を示す。

第二節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

一 事故発生情報等の通報連絡
原子力事業者から事故発生等の通報を受けた場合、経済産業省、関係市町及び防災関係機関に通報連絡を行う。
県は県設置のモニタリングステーション等により一マイクロシーベルトノ時以上の放射線量を検出した場合は、直ちに原子力発電所の状況を確認する。

二 特定事象発生情報等の通報連絡

原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合、経済産業省、文部科学省及び消防庁に通報連絡を行い、関係市町及び関係する指定地方公共機関に連絡する。
県は県が設置しているモニタリングステーション等により特定事象発生等の通報を行うべき放射線量

を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡し、必要に応じ原子力事業者を確認を行う。

三 関係市町、防災関係機関の通報連絡

関係市町、石巻警察署又は河北警察署、宮城海上保安部、石巻地区広域行政事務組合消防本部は必要に応じ相互に通報連絡を行う。

四 応急対策活動情報の連絡

特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡について規定した。

原子力緊急事態宣言発後の応急対策活動情報、災害情報の連絡について規定した。

第三節 事故発生初期の措置

一 県の活動体制

原子力事業者から事故発生等の通報があった場合、事故対策のため警戒態勢をとり（警戒配備、特別警戒配備（警戒本部））、情報の収集及び国に対する状況報告をする。

知事は必要と認められた場合、モニタリング開始を指示する。

二 関係市町及び防災関係機関の活動体制

関係市町及び防災関係機関は、直ちに活動体制を整える。

第四節 活動体制の確立

一 県の活動体制

知事は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合において必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置と同時に現地本部を設置する。

二 原子力災害合同対策協議会への出席等

本部長は、原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、現地本部長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法等について協議する。

三 国に対する報告

災害対策本部等を設置した場合は、直ちに国に対しこの旨を報告する。

四 専門家の助言及び専門家の派遣の要請

県内の専門家から助言を得るとともに、必要に応じ経済産業省に対して専門家の派遣を要請する。

五 応援要請及び職員の派遣要請等

本部長は必要に応じ、他都道府県知事等に対し応援を要請し、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出动を要請する。

県警察本部長は必要に応じ都道府県警察に対して広域緊急援助隊等の出动を要請する。

本部長は防災関係機関等に対して人員等の協力を要請する。

六 関係市町への協力要請

本部長は関係市町の実施する災害応急対策に協力する。

七 自衛隊の派遣要請等

知事は災害派遣要請等の必要があると認める場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては直ちに自ら災害派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては知事（本部長）又は国の原子力災害対策本部長が直ちに災害派遣を要請する。

八 防災業務関係者の安全確保

本部長は現地本部長等と連携し被ばく管理・安全管理に配慮する。
現地本部長は管轄する防災業務関係者に対し防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の準備等必要な措置を図るよう指示する。

防災業務関係者の被ばく管理は原則として各機関独自で行う。

第五節 住民等への的確な情報伝達活動

一 住民等への情報伝達活動

住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。
国や関係市町と連携し例文を準備するとともに、情報の一元化等を図り、情報の発信元を明確にする。

定期的な情報提供に努める。

報道責任者を定めておき災害情報の発表に当たらせる。

必要に応じ報道機関に緊急放送の実施を要請する。

県内各市町村に対して情報の提供を行う。

周辺地域の船舶に対する情報の提供等を要請する。

隣接県等へ情報提供等を行う。

住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

原子力災害合同対策協議会の場を通じて、十分に内容を確認した上で情報の公表等を行う。

情報伝達にあたっては、テレビ、ラジオ、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

二 住民等からの問い合わせに対する対応

国、関係市町等と連携し、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

三 関係市町の行う広報及び指示伝達

関係市町は住民等に対し広報、指示の伝達等を行う。

四 宮城海上保安部の行う広報及び指示伝達

宮城海上保安部長は周辺海域の漁船等の船舶に対し必要な情報を提供し、安全な海域への避難等を指示する。

五 その他の防災関係機関の行う広報

防災関係機関は知事（本部長）及び原子力災害合同対策協議会と連絡調整の上、広報を行う。

第六節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

一 緊急時モニタリング実施体制

原子力事業者から事故発生等の通報があった場合、平常時のモニタリングを強化し緊急時モニタリング実施要領に基づき緊急時モニタリングの準備を開始する。

原子力事業者からモニタリングポストでの一マイクロシーベルトノ時以上の放射線量検知の通報を受けた場合、また特定事象発生等の通報を受けた場合等にモニタリング班を設置し、緊急時モニタリング実施要領に基づきモニタリングを実施する。

原子力緊急事態宣言が発出された場合、緊急時モニタリング実施要領に基づき緊急時モニタリングを実施する。

原子力事業者から事故発生等の通報を受けたときは、関係機関に対し気象等に関する情報の提供、陸上、空中及び海上の（緊急時）モニタリングに対する協力を実施する。

二 緊急時モニタリングの実施方法及び内容

緊急時モニタリングは、原子力緊急事態宣言発出前のモニタリング、原子力緊急事態宣言発出後の第一段階モニタリング及び第二段階モニタリングと段階的に行う。

三 測定結果の報告

モニタリング班長は測定結果を現地本部会議及び原子力災害合同対策協議会に報告し、防災対策に関する意見を具申する。

第七節 屋内退避、避難収容等の防護活動

一 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

本部長は、モニタリングの結果に基づき、関係市町長に対し住民等に対する退避等の勧告又は指示について指導・助言を行うとともに、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、内閣総理大臣の指示を連絡する。

避難誘導等に関しては災害時要援護者に配慮する。

本部長は関係市町長等の避難の勧告又は指示の実効を上げるため必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

本部長は備蓄品の供給・貸与、物資の調達要請等を行う。

二 退避等の指示

本部長は専門家等の助言を得て防護対策地区を決定し、関係市町長に指示する。

関係市町長は本部長の指導・助言を得て警戒区域を設定し、退避計画等を定めておく。

関係市町長は本部長から屋内退避の指示を受けたときは、直ちに住民等に対して屋内退避をするように指示する。

関係市町は本部長からコンクリート屋内退避又は避難の指示を受けたときは、退避（避難）所、経路、集場所等を決定するとともに、住民等に対しコンクリート屋内退避又は避難の措置を講ずる。

三 退避等の方法

屋内退避は原則として住民が自宅内にとどまるものとする。

関係市町長は本部長からの指示を受け住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するときは、コンクリート屋内退避所を指定する。

関係市町長は本部長からの退避の指示を受け、住民等に対して避難を指示するときは、住民等の集場所を指定し、消防職員又は警察官の誘導のもとに住民等を集合させる。

関係市町長及び本部長は退避等に際して住民等に対して必要な注意を促す。

四 周辺市町村への避難

本部長は周辺市町村への住民等の避難が必要であると認めるときは、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し避難住民等の受け入れ等を指示する。

関係市町長は避難者の輸送等に努める。

本部長は必要に応じ関係機関に避難者の輸送の協力要請等をする。

五 退避等の誘導

退避等の誘導は、警察官、海上保安官及び消防職員が当たる。

六 立入制限等の措置

現地本部警察班長は立入禁止等の制限措置を実施する。

宮城海上保安部長は船舶の立入の制限等を実施する。

七 治安の確保

県は治安の確保について県警察本部及び宮城海上保安部と協議し、万全を期す。

八 飲料水、飲食物の摂取制限等

本部長は指標を超えた場合、関係市町長に対し汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう指示する。

本部長は国の指導・助言及び指示に基づき、関係市町長に対し農林水産物出荷制限等必要な措置をとるよう指示する。

本部長は飲料水、飲食物の供給に関し、関係市町と協力して関係住民等への応急措置を講ずる。

第八節 緊急輸送活動

一 緊急輸送活動

関係市町及び防災関係機関が行う緊急輸送を確保するため、優先順位等の必要な調整を行う。
本部長は関係機関との連携により、緊急輸送を実施する。

本部長は関係機関に支援を要請するとともに、周辺市町村や隣接県等に支援を要請する。

二 緊急輸送のための交通確保

県警察は緊急輸送を確保するための交通規制を行う。

第九節 救助・救急及び消火活動

一 資機材の確保

県は関係市町が行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう資機材を確保するなどの措置を講ずる。

二 応援要請

本部長は救助・救急及び消火活動について、県内他市町村長、原子力事業者等に対し応援を要請する。

第十節 緊急時医療活動

一 原子力災害時の緊急時医療体制

原子力災害が発生し、又は原子力緊急事態宣言が発出された場合、医療班のもとに緊急時医療活動を実施する。

本部長は緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請するとともに、日本赤十字社宮城県支部等に医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

二 原子力災害時の緊急時医療活動の実施

救護チーム、医療チームは一般傷病者に対する医療活動等を実施する。

診断チームは住民等の汚染検査、除染等を実施する。

本部長は国の原子力災害現地対策本部長より安定ヨウ素剤の服用の指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため安定ヨウ素剤の服用を指示する。

診断チームは必要に応じて被ばく患者を初期被ばく医療機関に移送する。

医療班長は更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく者を二次又は三次被ばく医療機関に移送する。

本部長は自ら必要と認める場合、要請に基づき消防庁長官に対し移送手段の優先的確保等を要請する。

第十一節 労働災害時の緊急被ばく医療活動

原子力発電所内で労働災害が発生した場合、原子力災害時の緊急時医療活動に準じた応急対策を講ずる。

県は原子力災害が発生している場合は、現地本部医療班において被ばく医療機関等と連絡調整を行う。

第十二節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

運搬中に事故が発生した場合、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して応急対策を講ずる。

第四章 災害復旧対策

第一節 基本方針

本章は原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示した。

第二節 放射性物質による汚染の除去等

県は国、関係市町、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、除染作業等を行う。

第三節 各種制限措置等の解除

本部長は各種制限措置の解除を関係市町及び防災関係機関に指示する。

第四節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は関係機関及び原子力事業者と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

第五節 災害地域住民等に係る記録等の作成

一 災害地域住民等の記録

県は関係市町が住民等に対し避難所等においてとった措置等を記録することに協力する。

二 損害調査、健康調査の記録

県は関係市町が実施する住民等が受けた損害の調査、住民の健康調査を実施することに協力する。

三 農林水産業等の影響調査

県は関係市町が実施する農林水産業、商工業の受けた影響についての調査に協力する。

四 災害対策措置状況の記録

県は汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第六節 風評被害等の影響の軽減

県は国及び関係市町と連携し、風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために広報活動を行う。

第七節 被災中小企業等に対する支援

県は被災した中小企業等に対して、経営安定資金や災害復旧対策資金等の利用の周知及び災害復興資金の円滑な融通を図る。

第八節 心身の健康相談体制の整備

県は国及び関係市町とともに住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

第九節 物価の監視

県は国と連携し、生活必需品の物価の監視・公表を行う。